

なりすまし広告詐欺等対策関係府省庁会議実務者会合の
構成員の官職の指定について

〔令和 8 年 8 月 31 日
なりすまし広告詐欺等対策
関係府省庁会議議長決定〕

なりすまし広告詐欺等対策関係府省庁会議の開催について（令和 8 年 8 月 7 日関係府省庁申合せ）第 3 項の規定に基づき、なりすまし広告詐欺等対策関係府省庁会議実務者会合の構成員の官職を次のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係事業者その他の関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
副議長	デジタル庁戦略・組織グループ審議官
構成員	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
	警察庁長官官房参事官
	警察庁サイバー警察局サイバー企画課サイバー企画官
	金融庁銀行・証券監督局証券課市場仲介モニタリング室長
	消費者庁消費者政策課長
	デジタル庁戦略・組織グループ参事官
	デジタル庁国民向けサービスグループ参事官（G ビズ ID 担当）
	デジタル庁国民向けサービスグループ企画官（マイナンバーカード利活用担当）
	総務省情報流通行政局情報流通振興課長
	法務省民事局参事官
	法務省刑事局刑事課長
	経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室長